

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月27日

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高橋 興三

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート統括本部経理部長 青山 孝次

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シャープ株式会社東京支社

【電話番号】 (03)5446 8221(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート統括本部財務部IRグループ
副参事 五十嵐 哲也

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社
(東京都港区芝浦一丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成25年6月25日開催の当社第119期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

(1) 減少する資本金の額

平成25年3月31日現在の資本金の額212,336,938,238円のうち162,336,938,238円を減少し、減少する資本金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替える。

(2) 減少する資本準備金の額

平成25年3月31日現在の資本準備金の額269,076,762,667円のうち256,576,762,667円を減少し、減少する資本準備金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替える。

(3) 減少する利益準備金の額

平成25年3月31日現在の利益準備金の額26,115,000,000円の全額を減少し、減少する利益準備金の額の全額を「繰越利益剰余金」に振り替える。

(4) 効力発生日

平成25年6月28日

第2号議案 剰余金の処分の件

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 414,448,530,462円

退職給与積立金 1,756,000,000円

別途積立金 76,950,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 493,154,530,462円

(3) 効力発生日

平成25年6月28日

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、高橋興三、水嶋繁光、大西徹夫、藤本俊彦、加藤 誠、方志教和、藤本 聡、橋本仁宏及び伊藤ゆみ子の9氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成の割合	決議結果
第1号議案	710,472	4,525	3,404	95.67%	可決
第2号議案	710,187	4,829	3,404	95.63%	可決
第3号議案					
高橋興三	688,992	25,943	3,462	92.77%	可決
水嶋繁光	687,664	27,274	3,462	92.60%	可決
大西徹夫	687,692	27,246	3,462	92.60%	可決
藤本俊彦	687,620	27,318	3,462	92.59%	可決
加藤 誠	676,502	38,491	3,404	91.09%	可決
方志教和	695,057	19,881	3,462	93.59%	可決
藤本 聡	694,907	20,031	3,462	93.57%	可決
橋本仁宏	696,176	18,762	3,462	93.74%	可決
伊藤ゆみ子	696,199	18,739	3,462	93.74%	可決

(注) 1 上記各決議事項が可決されるための要件

第1号議案及び第2号議案：出席した株主の議決権の過半数の賛成

第3号議案：議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成

2 賛成の割合は、本株主総会に出席した株主の議決権の総数に対する、本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案について賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主について各議案の賛否が確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会の当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上